

致各位犯罪被害人

这份宣传单是专门提供给遭遇犯罪的各位被害人和被害人家属（在这里也被称为被害人）的。您将了解到如下各项内容。

- 如何进行侦察与审判？以何种程序对犯罪人员进行处罚
- 警方需被害人提供的协助事项都有什么
- 被害人可利用的各项制度

このパンフレットは、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方（ここでは「被害者の方」といいます）に

- 捜査や裁判はどのように進み、加害者はどのような手続きで処罰されるのか。
- 警察が被害者の方にお願ひすることは何か。
- 被害者の方が利用できる制度にはどのようなものがあるのか。

といったことについてお知らせするものです。

有关本次案件的咨询部门
(この事件に関するお問い合わせ先)

_____公安局（警察署）

_____科（課）

姓名（氏名） _____

电话号码（電話番号） _____



OITA POLICE

(中国語)

警方所需的各项协助

为早日抓获犯人，我们需要被害人及其家属的协助。具体包括有以下各项，希望各位予以协助。

听取案件详情

被害人向警方报案后，负责案件的警官会询问案发当时的状况及犯人的特征等问题。被害人不但要接受警方询问，也有可能接受检察官的询问。从而由检察官来判断是否要起诉犯罪人。

提供证据

有可能需要提供案发当时被害人所穿的服装及所持物品。这些物品作为证据在裁判时会成为有力的物证，证物在搜查结束后会全部返还。所以请予以协助。如果被害人受到犯人的侵犯的情况下，其身体各部都有可能带有指证犯人的有力证据，所以恳请被害人对有关身体的证据采样予以协助。

实况鉴别

被害人也有可能被要求协助警方去案件现场确认，鉴别案件实况。这有可能花费一定时间，在为弄清事实及举证的必要情况下进行。

警方支援制度

联系被害人

对于报案一方，由负责案件的警官在此后将搜查状况、是否逮捕了犯人、对犯人的处罚结果等等告知被害人。

ご協力をお願い

犯人を早く捕まえ、厳しく処罰するためには、被害者やその家族のご協力が欠かせません。具体的には、次のようなことをお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

事情聴取

被害者の方が警察に被害を届けると担当の捜査員が被害時の状況や犯人の特徴等についてお尋ねします。被害者の方は、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聴かれることがあります。これは検察官が犯人を起訴・不起訴にするかどうか、判断するためのものです。

証拠品の提出

事件当時に被害者の方が着ておられた服やもっておられた物は、提出をお願いすることがあります。これらは物的証拠として裁判においても有力な証拠になりますので、ご協力をお願いします。証拠品は捜査が終了した後、お返しします。被害者の方に犯人が触れる等した場合には、犯人を特定できる資料が附着している可能性があるため、体からの資料の採取等にもご協力をお願いします。

実況見分への立会い

被害者の方には、事件の現場等でその状況を確認する実況見分に立ち会っていただくこともあります。ある程度時間がかかりますが、事実の解明や立証に不可欠な場合に行います。

警察の支援制度

被害者への連絡

被害を届け出た方には、その後の捜査状況、犯人逮捕の有無、犯人の処分結果等について、事件を担当した警察官が、その都度被害者に連絡し情報を提供しています。

(中国語)

犯罪被害人补贴制度

犯罪被害人补贴制度是指对因故意犯罪行为（杀人，伤害罪）而造成被害人死亡的家属，以及留下残障的被害人，还有因受到重伤或留有疾患不得不长期住院治疗的被害人一方，从加害者一方无法得到充足的被害补偿时，由国家支付被害人补贴金的制度。

◎ 指定的犯罪被害对象

是指在日本国内或是日本国外在日本国所属的船只及航空飞机内发生的危及生命或危害身体的罪行而造成死亡、重伤、疾患及残障。（因过失而造成的除外）

・ 遗属补贴金

支付给遗属的补贴金。

・ 残障补贴金

支付给留下残障的被害人的补贴金。

・ 重伤、疾患补贴金

支付给受到重伤害或留有疾患的被害人的补贴金。

※ 能接受补贴金的被害人或遗属的资格是具有日本国籍或在日本国内有固定住所的人。即使是外国人，如果在遭到导致以上伤害的犯罪行为时，在日本有固定住所的也可以作为支付对象。

※ 至于可领取补贴金的死者家属范围及优先顺序，还有根据后遗症的损害程度、伤病的程度、申请手续及所支付的金额都由相关法律来确定。

犯罪被害给付制度

犯罪被害给付制度は、故意の犯罪行為(殺人や傷害)によりお亡くなりになった被害者の遺族の方や障害が残ることとなった被害者の方、重い傷害を受けまたは疾病にかかり長期の入院治療を余儀なくされた被害者の方が、加害者から十分な損害賠償を受けられなかった場合などにおいて、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

◎ 対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

・ 遺族給付金

遺族の方に支給されるものです。

・ 障害給付金

被害者の方に障害が残った場合に支給されるものです。

・ 重傷病給付金

被害者の方が重い傷害を受け、又は 疾病にかかった場合に支給されるものです。

※ 給付金の支給が受けられる被害者又は遺族の資格は、日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

※ 支給を受けることができる遺族の範囲やその順位、後遺障害の程度、傷病の程度、申請の手續、支給額については法令で定められています。

(中国語)

